

議事日程(第5号)

令和6年12月20日 午前9時05分開議

- 日程第1 議案第58号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第64号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第65号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 陳情第6号 陳情書(国政に関する意見書提出を求める)
- 日程第6 追加議案上程 議案第70号から議案第80号まで 11件
発議第3号 1件
- 日程第7 市長の提案理由説明
- 日程第8 議案第75号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第77号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第78号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第71号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第72号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第73号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第74号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第19 発議第3号 市長の専決事項の指定について

日程第20 諸報告

日程第21 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 農業政策の課題に関する調査

(2) 市有林の実態に関する調査

(3) 地域おこし協力隊の活動及び今後の目標に関する調査

(4) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) 今後のうきは市の教育に関する調査

(2) 市内高校の支援策に関する調査

(3) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第58号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第6号)

追加日程第1 追加議案上程 決議第3号 1件

追加日程第2 決議第3号 議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算(第6号)に
対する附帯決議について

日程第2 議案第64号 うきは市道路線の認定について

日程第3 議案第65号 うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第66号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第5 陳情第6号 陳情書(国政に関する意見書提出を求める)

日程第6 追加議案上程 議案第70号から議案第80号まで 11件

発議第3号 1件

日程第7 市長の提案理由説明

日程第8 議案第75号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第9 議案第76号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

日程第10 議案第77号 うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議案第78号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 令和6年度うきは市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第71号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第73号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第74号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 発議第3号 市長の専決事項の指定について
- 日程第20 諸報告
- 日程第21 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

- （1）農業政策の課題に関する調査
- （2）市有林の実態に関する調査
- （3）地域おこし協力隊の活動及び今後の目標に関する調査
- （4）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

- （1）今後のうきは市の教育に関する調査
- （2）市内高校の支援策に関する調査
- （3）所管事務調査

出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 2番 高木 亜希子君 | 3番 高松 幸茂君 |
| 4番 樋口 隆三君 | 5番 組坂 公明君 |
| 6番 佐藤 裕宣君 | 7番 野鶴 修君 |
| 8番 竹永 茂美君 | 9番 岩淵 和明君 |
| 10番 中野 義信君 | 11番 佐藤 湛陽君 |
| 12番 伊藤 善康君 | 13番 熊懷 和明君 |
| 14番 江藤 芳光君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君	人事秘書係長	河原 祐介君

午前9時05分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第58号

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）について、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されておりましたので、経過と結果について概要を報告いたします。

当委員会は、12月16日に委員会を開催し、審査に当たり市長公室長や関係所管の課長・係長に出席を求め、詳しく説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、5件の債務負担行為について報告をいたします。

「議会だより」330万5,000円は、デザイン・レイアウトを含んだ印刷業務委託を行い、「広報うきは」980万円は、広報係で紙面を作成している違いがあること、今は市内業者をお願いしているが、今後、市外事業者もあり得るとの説明がありました。

委員からは、紙面の企画・編集を含むうきは市内外への委託の在り方に関する意見が出ました。うきは市内事業者を引き続き採用するよう要望も出されております。

それから、「デジタル申請システム使用料」222万円は、チャットボットや新しいタブの構築、オンライン申請に伴う仕様書を作成し、プロポーザルによる選定を行うとの説明でありました。

それから、4点目の「ふるさと納税支援業務委託料」3,000万円は、ここ4年間連続して4億円台で足踏みしている状態があると。また、現行委託先の体制の構築が難しいことから、総合的に判断して、全国で活躍している運営代行事務事業者に変更を予定しているとの説明がありました。

委員からは、クレームなどへの対応を危惧する意見や、足踏み状態のふるさと納税であれば、もっと早く手だてを打つべきではないかななどの意見が出されておりました。

執行部からは、クレーム対応は全国規模で行っているのも大丈夫と考えていると。それから、ふるさと納税額の伸び悩みについては、できれば、うきは観光みらいづくり公社で地元雇用も生まれているので継続できないか考えていましたが、今回、地元雇用を生むような公募ができるよう、今後検討していきたいという説明でありました。

それから、5点目の、債務負担行為になりますけれども、公営住宅関係の「水質検査手数料」についてでありますけれども、委員からはPFAS検査について行ってほしいとの要望が改めて出されております。簡易水道と専用水道は1か所、既に検査を行い、異常はなかったというふうに

なっております。今回の手数料契約には入れる予定はありませんけれども、国の動きを見ながら検討したいとの説明がありました。

次に、歳出について報告します。

2款1項では、8目企画費、12節委託料の「ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金」2,026万6,000円について、内訳の1,330万円が企業版ふるさと納税でルリーロ福岡の運営資金になります。また、クラウドファンディング個人版で集まった696万6,000円は、人工芝整備費用として拠出するとの説明がありました。

委員からは、人工芝敷設が1期分との計画に対して、旧浮羽東高校跡地利用の「うきはガーデンパーク構想」について当委員会から令和6年第1回定例会で3点の附帯決議を出しているのに、重視するよう意見が出されております。また、構想実現に向けてスピード感を持たないと選手が出ていくのではないかと、何年かかるか分からない構想は出すべきではなかったのではないかと、うきは市がお金を貸し付けてでも敷設することを検討できないかなどの意見も出されております。

執行部からは、うきは市からの貸付けについては、できるのかも含め検討が必要と思うが、今は、ルリーロが強くなることで知名度や資金が流入すると思う。本会議での市長答弁にあったように、まずはルリーロ福岡に頑張ってもらうこと、うきは市としては側面から支援するとの説明でありました。

さらに、人工芝を敷設した際のマイクロプラスチック流出への対策、天然芝への変更ができないか、また、提案説明の際に示された人工芝の敷設計画について、当初計画との乖離や見直しに関する事など出されております。

執行部からは、マイクロプラスチック流出対策については、今すぐ何かできるか答えは持っていない、環境対策を重視する事業者へ敷設の話をしているので、確認して流出対策を強化するとの説明でありました。天然芝については、計画自体が人工芝であり、維持管理にも費用がかかるので、早期に練習環境を整えるようにしたいとの説明でありました。

最後に、補正予算案の採決に当たり、この人工芝敷設計画に関連し、「うきはガーデンパーク構想」計画実現との関係で、改めて発言がありました。本会議提案の際に出された質疑を踏まえ、令和6年第1回定例会の附帯決議に示しているとおおり、事業計画遂行について、うきは市とルリーロ福岡が連携して取り組む必要があるとの意見が出されております。本予算の修正組替えの意見と、本予算に反対はしないが、遂行に当たり附帯決議を出すこととの意見が出されております。委員会として、賛成多数で附帯決議を出すことになりました。この件については、別途、また提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、審査の結果、議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）のうち、所管に関する事項は厚生文教常任委員会付託されましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会では、12月16日に所管する福祉事務所長、各課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。審査の主な部分を御報告いたします。

最初に債務負担行為です。

福祉事務所から3款民生費で、令和6年度から令和9年度を適用期間とする「公立保育所給食調理業務等委託料」が計上されています。委託する園は、公立保育所のうち、離乳食・移行食の対象児が少なく、アレルギー対象児が少ない千年・浮羽を予定しています。

委託する理由として、令和6年度の正規職員数5名から2名が退職することで、令和7年度は正規職員数が3名となり、うち1名は育児休暇取得中であることから、実質2名となり、安全かつ安定した給食調理のため、市が直営する保育所を2園として正規職員をそちらに配置し、2園を民間への業務委託としたいとの説明を受けました。千年が単年で1,470万1,258円、浮羽が1,029万7,042円、計2,499万8,300円の3か年分です。

委員会審査では、「現在雇用されている会計年度任用職員の方々や保護者の方々への説明、スケジュールについて」「民間へ委託することによって、給食費の値上げなどはあるのか」「栄養士の方はこれまでどおり市の雇用となるのか」などの多岐にわたる質問が出されました。

福祉事務所からは、現在雇用している会計年度任用職員に対し2回説明会を行い、意見集約と説明を行っていること、来年度、市の会計年度任用職員とならなかった方については、希望がある場合、優先的に雇用してもらえるようプロポーザルにおいて働きかけを行う意向を確認しました。会計年度任用職員の方々からは、「委託先の雇用条件がどうなるのか気になる」「正規職員がいない園では、相談先や責任の所在が曖昧である」また、「同じ会計年度任用職員であるが、業務内容が異なることへの精神的な負担がある」などの意見が出たとのことでした。

また、保護者の方々に対しては議案可決後に通知を行うことや、業者決定後に保護者説明会を実施する予定であることを確認いたしました。

なお、本件を理由とする給食費の値上げは行わないこと、栄養士の方は従来どおり市での雇用で、献立作成や予算管理はこちらで行い、委託する業務内容はあくまでも食材の発注、そして調理であるということを確認しました。

次に、令和6年度補正予算です。

社会福祉費の障害者対策費、扶助費について、障害福祉サービス費等が1億560万9,000円増、障害児通所支援給付が3,022万7,000円増について、詳細説明を求めました。

主なものとして、就労継続支援B型、共同生活援助、生活介護などが増額となっております。法改正により就労規定が厳しくなった影響で、A型が2か所閉所し、その利用者がB型へ移行されたこと、共同生活援助利用者が増加したことでB型事業所の併用利用者が増えたことなどが挙げられます。

障害児通所支援については、放課後等デイサービスの利用者が昨年度より10名増、児童発達支援は昨年度より7名増、そして、いずれも1回当たりの利用回数が伸びているということを確認いたしました。

次に、子育て見守りおむつの定期便事業委託料580万5,000円の減額です。事業開始が10月と遅くなった理由について、いま一度説明を求めました。「当初は随意契約の予定であったところ、金額が大きく、透明性確保のためプロポーザルのほうが望ましいという判断に至り、7月にプロポーザル実施、採択、決定と手続を順次行い、10月に開始をした」との回答を受けました。なお、受託事業者はエフコープ生活協同組合です。対象者は生後2か月から満1歳の誕生日まで、現在の配達件数は10月で55件、11月で63件となっております。

また、22節償還金、子ども・子育て支援交付金返還金について説明を求めました。千年、福富、吉井の3か所で開設されている子ども食堂で「朝型・夏休み型」などの基準で予算を計上していたが、実際には開所が難しく、国庫への返還となったことを確認しました。なお、子ども食堂の今後の動きについては、浮羽町域においても子ども食堂を開所を検討する動きが出てきているので、こちらも支援をしていく予定であるとの報告を受けました。

次に、3款2項5目民間保育所費、18節保育所等給食費補助金ですが、県の物価高騰対策事業で、保育所等の給食食材費高騰のための補助金です。対象は民間保育所3園で、基本単価1,100円掛ける定員掛ける12月で計算をしております。

食材費高騰については、公立や届出保育施設への支援について追加説明を求めました。公立については、国の重点支援地方創生臨時交付金を利用し、賄い材料分の値上げ分に充当、また、市

内の届出保育施設、クローバー保育園、筑後川病院院内託児所、こころホスピタル内ちゅーりっぷ園、この3園向けとしては、県事業の「給食費支援金」があり、こちらはそれぞれの園から県に直接申請となっていることの説明を受けました。

なお、これらの内容としては、値上がり分に充てるための園に対しての交付であり、直接的な保護者負担軽減を行うものではないことから、保護者の感覚的には何も変わらないこと、そして「補助金の活用により給食費の値上げにつながらないようにしている」というメリットについては、公立も民間も同様であるということを確認いたしました。

以上が審査の主な部分の報告でございます。

慎重審査の結果、議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の当委員会所管分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

それでは、これより議案第58号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

ここでお諮りいたします。ただいま、総務産業常任委員長から、決議第3号議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、決議第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1. 追加議案上程

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

決議第3号1件を上程いたします。

追加日程第2. 決議第3号

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第2、決議第3号議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、決議書案の朗読は省略します。局長、どうぞ。

○事務局長（浦 聖子君） 決議第3号議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について。

議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月20日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会総務産業常任委員会委員長、岩淵和明。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました決議第3号について提案させていただきます。

先ほどの補正予算に対する審査結果についての報告はさせていただきましたけれども、趣旨について若干説明させていただきます。

うきは市は、令和4年6月にうきは市を含む4者によるラグビータウンプロジェクトによる地域活性化及び地方創生に係る連携協定を締結しております。その上で、今年の令和6年第1回定例会で、浮羽東高等学校跡地の市有財産貸与に関する提案がされております。それまで球場として借用していた団体からルリー口福岡が借り受けることになりました。その際、貸付けの目的は、学校跡地を有効活用し地域活性化を図るためとの説明でありました。前市長からは、その活用を委ねたいという考えも示されております。単なる土地貸与にとどまらず、地域活性化と魅力あるまちづくりの拠点として、ルリー口福岡が示したのが、「うきはガーデンパーク構想」であります。

総務産業常任委員会は、この趣旨を理解した上で、うきは市の活性化になる事業として、ルリー口に任せるだけではなく、3月議会で3点の附帯決議を示し、具現化に向けて連携して取り組むよう、また、周辺住民、環境に十分留意すること、そして、進捗状況を随時報告することの3点にわたって議会の意見として決議して申し上げた内容でありました。

そのことを前提に、今回の附帯決議について決議案を読み上げて提案とさせていただきます。

議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議（案）。

議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）歳出の2款1項8目18節負担金、補助及び交付金のラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金2,026万6,000円のうち、696万6,000円がラグビーグラウンドの12分の1の人工芝化工事に充当される予定であります。

当初の計画では、芝生環境整備を2025年3月までに行う計画になっていましたが、今回の第1期は12分の1のみの施工であり、練習内容に大きな制限が生じることとなります。また、残る11期分に時間がかかるとは、「うきはガーデンパーク構想」の計画全体に支障を及ぼしかねない。

今年3月の第1回定例会において、旧浮羽東高等学校跡地の貸付けに当たっては、「うきは市はルリーロ福岡が掲げる「世界に羽ばたくこども育成と3世代移住を実現するうきはガーデンパーク構想」の具現化に向けて、連携して取り組んでいくこと」との附帯決議をつけて可決しております。

このことを鑑みても、残る11期分の施工に速やかに取り組むよううきは市とルリーロ福岡が連携することが望まれます。

よって、次の事項に留意するよう強く求めます。

1、市は、残る11期分の施工を早期に実施し、市民のラグビー拠点意識を高めるため、係る費用の支援を検討すること。

2、支援する場合の費用については、市の財政を圧迫しないように考慮すること。

以上、決議いたします。

令和6年12月20日。うきは市議会。うきは市長権藤英樹様。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 附帯決議には賛成であります。ただ、要望を委員長にお願いしたいと思います。

さっきも言われましたように、芝環境整備が2025年3月までが、今回の第1期は12分の1で終わっております。このことも踏まえて要望したいと思っております。「うきはガーデンパーク構想」についてですが、この構想計画、事業内容、全体イメージ等の説明を伺い、賛同は、もう議員さんはしておったと思います。

私が何を言いたいかといいますと、この前も7番議員から言われておりました。問題になって

おります。「うきはガーデンパーク構想」計画に沿って、今後、ルリーロ福岡と市で共に協力し、対応していただくことが1つ。それと、また、構想計画については、協議などあっても事後報告となっておりました。そうでなくて、事前に状況等、今後は報告をしていただきたいということの要望、この2点をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長、何かありましたら。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは今、御意見いただきありがとうございます。

今年の3月の時点での決議のときに、基本的には進捗状況を報告してくださいということで申し上げたわけですが、そこに対するアプローチの仕方、議会としてのアプローチの仕方にも若干課題が残っているなというふうに思っています。

そういう点では、進行状況等については、こちらからも積極的にどうなっているかということ、委員会としても検討していかないといけないなというふうには課題として受け止めております。

議員の皆さん方にもいろんなお考えがあるかと思っておりますけれども、ぜひ御賛同いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ルリーロ福岡の存在についてですが、ルリーロ福岡が今後、うきは市にとってどんな存在になっていくのか、これは、未知数だと思うんですね。そういった団体に市から財政的に助成をすると。それも、議会のほうからそれを求めるという、そういった危うさについては、そういった議論がなされたのか。そこのお聞きしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長、どうぞ。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 御指摘の点は、重々分かっています。

ここに書いてある、1項目めに書いてあるところは、費用の支援を検討することという、一応検討というふうにさせてもらってまして、本当は支援の在り方という言い方でもよかったのかなというふうに思うんです。

ただ、審査の中で、やはり何らかの議会の意思を、ある意味で「うきはガーデンパーク構想」そのものを我々としてもやっぱり動かして行ってほしいと。それは、3月の議会で貸与を承諾した議会との関係もあるので、ぜひここは検討することや、資金を提供しろという具体的な、そこまでは踏み込んでいていないつもりであります。ただ、その検討はしてもらって、協議したことをきちんと報告をもらって、どういう支援の在り方があるのか、そこをやっぱり議会側から行政側、執行部側に対して、動きをきちんと把握したいという意味もあるというふうに思っています。

そこは、実際に芝をつくるに当たって、最初の構想のところに書いてあるように、1億6、

600万円ぐらいかかるというふうに想定されている中身なんですね。ですので、それを全部、今すぐしろというようなことを言っているつもりではなくて、検討してくれと。支援の在り方について、費用としても、どういうやり方があるのかということ、議会側からやっぱりアプローチしていくというのも1つの手ではないかなと思って、ここはこういう書き方になっておりますけども、御理解いただけないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 1番に書いてあるのは、費用等の支援を検討すること。今の委員長の説明では支援の在り方を検討するという理解でよろしいんですか。費用の支援を検討する、ここがちょっとおっしゃっている意味が分からないんですよ。費用の検討、支援を検討するって、実際ここに書いていますので。

今後、市側がこれも出す、あれも出すといったときに、議会のほうからこういった附帯決議をつけておいたら、何も言えんごとなるんじゃないですかね。財政を圧迫しないようにという、ここに書いてますけども、これも、非常に、何ていうか、あやふやな、そういった附帯決議だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 御指摘のところは十分理解します。

そういう意味でも、2点目に書いてあるように、市の財政を圧迫しない。さきにも言いましたように、基本的には、どういう在り方をしていくのかということを検討するというのが一番重要だというふうに思っていますので。

これは、実際に芝生を今、12分の1だけの、クラウドファンディングで集まったお金で実施するということになってはいますけれども、例えばクラウドファンディングのやり方の問題だとか、そういう支援の在り方全体を通じて費用の捻出をどういうふうに考えるのかということを検討してもらおうということがまず大事ではないかなと。

そこが、「うきはガーデンパーク構想」の1つの実現に向けて一步踏み出さないと、あそこを12分の1だけでいいのかというところを、やっぱり議会としても、逆に3月に議決していただいた、連携して取り組むという趣旨が何か無駄になってしまうということの思いがやっぱりここにあると。

だから、必ずお金を出せというふうなことを言ってるわけじゃなくて、その検討をしてくれという意味でありますので、そこは何らかの動きを、このまま黙ってその範囲内だけで許可する、それは原案は可決したわけですがけれども、それだけではやっぱり「うきはガーデンパーク構想」という、何て言うかな、在り方を、やっぱり我々もきちんと決議した意味での責任もあるだろうと思いますので進めてほしいという中身でありますので、御理解いただければと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 私、思いは述べましたので、基本的に、総務産業常任委員会の決定というのは、これは尊重したいとは思っております。

今の委員長のおっしゃった理解でよろしいです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 中野でございます。

ちょっと今日、総務産業常任委員会のほうからいろいろ検討されて附帯決議ということで出されておりますが、これは私も初めて見るわけですが。3月のとき、私もまだ忘れておることもありますけれども、そのときに市有財産の関係が出ましたですね。それ東高跡地どうですか。そういった中で、特にグラウンド整備資金について2億円ぐらいかかると。これはクラウドファンディングですというようなことで私は頭に残っているわけですが。間違っておったらお願いをしたいと思っておりますけれども。

いずれにいたしましても、この文章からいくと、支援については分かりますけれども、金額面で出すということ、それから、あくまでも全てのことに對しては、グラウンド整備とかいろいろなことについては、あくまでもクラウドファンディングで募って、その中で出していくということであれば分かるわけですが、そのときにも私は申し上げておったというふうに思いますけれども、やっぱりそこら辺は特に慎重にやらんと、うきは市の財政も決してよくないわけですから。

そういったことを踏まえて、ここら辺の、今意見が出ておりますように、費用等について支援を検討することということで出ておりますが、これはどげんでん拡大解釈もされるというふうに思いますからね。ここはよっぽど慎重にやっつかんと、財政の厳しいうきは市の中で、クラウドファンディングで何でんかんでんするならそれはいいわけですよ。しかしながら、そういったことを、もう市有財産の貸付けのところに出ておりましたから、ここら辺のところにつきましては、今も意見が出ておりますように、やっぱり慎重にさせていただかんと。

そして、内容的には具体的にどういうふうにするということを出していただかんと、何かぼやしたような感じを私は受けるわけですね。そういったことが、特に今後について、私どももこの問題については、2番目には市の財政を圧迫しないようにとか書いておりますけれども、特にまだ、うきは市にとってもまだ子供の問題とか、いっぱいせなんことがありますからね。そういった中で、ただそのラグビータウン構想だけでもいかんというふうに思いますので、そこら辺については慎重にやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） グラウンドの整備については、このガーデンパーク構想という中にも書かれているとおり、2024年4月から2025年3月までに、一応計画として構想の中では示されているところです。額は1億6,600万円というふうになってますけども、人工芝だけでも1億5,000万円というふうな形になっています。

今回、補正予算で出された2,026万円ぐらいのところがありますけども、そのうちの696万円がクラウドファンディング、今年の1月まで行った分について、計画が1,000万円で1,190万円ということで、その集まった資金を基にして、返礼品だとかというのを差し引いた残りが696万円というふうなことで今回、補正予算として計上されているところであります。

そういう意味では、グラウンド整備の在り方については、基本的にはルリー口福岡がどういふふうに判断しているかということもありますけれども、うきは市としては、そういうクラウドファンディングを基にして拠出しているという現実があると思います。

だけど、今回のグラウンド整備に係る将来の進め方について、まだ十分に示されていないところがあります。そういった意味も含めて、これを明らかにして、連携して取り組んでほしいというのが筋でもありますので、その辺の資金のところについて支援を検討するというのは、そういう意味では、委員会の審査の中でも貸付けというような話も実を言うとありました。でも、そういうものも含めて、どういった在り方が検討できるのかなということが大事な点かなというふうに思って、決議案として一応書かせていただいているという中身で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 私が言いたいのは、何かぼやけたような書き方をしておりますけれども、あくまでもこういったグラウンド整備に係るいろんなことについては、クラウドファンディングですだけならいいわけですよ。

しかしながら、この内容を見ますと、やっぱり費用等の支援を検討することと。どげんでん拡大解釈をされるというような気持ちがいたしますから、やっぱり今後については、そこら辺を十分踏まえてやっていただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 先ほど佐藤議員から出された話と、趣旨としては同じだというふうに理解しております。

そういう点では、今回の費用の支援を検討することという中身は慎重に、当然進めていただきたいというふうには思っていますし、その内容についても、きちんと議会としても事前に確認し

た上で、報告いただいた上で、進め方については検討してほしいなというふうに思っております。
以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口でございます。

私自身、国語力があまりないものですから、この1点、2点を深く理解していきますと、どうも相反することが述べられてあるというふうに考えられることがどうしても気になってしまうわけでありますので。

片方では、検討しろということは予算を計画立てなさいということですね。一方では、市の財政を圧迫しないように。これ、100円、200円の単位なら圧迫という言葉は使わないと思いますが、やっぱり、1,000万円とか1億円とかそういう単位になってきますと、どうしても市の財政を圧迫していることは間違いないわけでありまして、この矛盾した内容に、私はどちらかを選ぶ必要があるだろうと思えますし、運用する上においても、十分な状況を確認していかないと心配でなりませんので。

もう一回、この案を、もしよろしければ、たたき台にしながら、問題点がないかどうか検討いただけると助かると思えますけど、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 御指摘の点は理解させていただきます。

確かに相反する、検討すること、これは検討することですので、出せと言っているわけでもない、逆に言うよね。さっき中野議員からも御指摘があったように、曖昧さが残る話であるというところはそのとおりかもしれません。

ただ、いずれにしても財源をどうするか。財源を、具体的にどういう支援の在り方があるかということだろうと思えますので、その辺のところからきちんと執行部側とは議論できればいいなと。

実際に今回、クラウドファンディングで集まったお金だけでこの1期分しかできないということの説明でありましたから、そういう点では、全体の計画との関係も含めて、どういうふうに見通すかをきちんと執行部側から情報提供いただかないと理解できないところがありますので、その辺も含めて、きちんと議会側と執行部との連携を図って検討してほしいというふうに趣旨としては思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目は、そういう委員長の報告で、追加みたいな形で費用等の支援の在り方を検討するというようなことであれば、この1の在り方というのを付加修正してい

ただいたらどうかというのが1点です。

2点目は、3月の附帯決議の中に地域との調和、連携ということがあったと思いますが、3月以降、あるいは4月以降でも結構ですけれども、結構東校跡地の管理がなされてなくて、地域からの要望が今、担当のほうにも伝えたと思いますが、現状の管理運営については、総務産業常任委員会としてどのような論議をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 現状の運営についてはどうなっているかという意見ですけど、委員会の中でそれについての議論はしておりませんので、今この場ではお答えできる材料は持ってありません。

趣旨としてはそういうことだというふうに御理解いただいて結構です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） できれば、1点目については、やはり趣旨がそのとおりであれば、修正していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、2点目については、執行部のほうから現状の維持管理についての話はなかったという理解でよろしいんですか。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 1点目のところは、そういう趣旨だということで御理解いただいて十分。最初、原案のときにそういう文も一応協議はしています。協議はしましたけれど、ちょっと最後のところで提言は漏れていますけれども。そういう趣旨でここは記載しているところであります。支援を検討することを、在り方を検討するということが趣旨であることは間違いないです。そういうふうに理解いただいでください。

それから2点目のグラウンドの整備の話は、こちらからも質問しておりませんので意見としては出ておりません。そのことは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私も、この1番と2番の文言の温度差といいますか、そこが非常に、どういった議論経緯でこの2文にたどり着いたのかなというところがすごく疑問に思うところです。

先ほどからクラファンのみでの支援でいいのかというところが議論になったように受け取っているんですが、私はラグビータウンプロジェクト専従で職員を置いていること、係を立ち上げていること、それと地域おこし協力隊であるとか、活性化企業人の方であるとか、こういった人材の受皿をつくって、当然、国からの予算もその方々に付随して下りてきているわけですので、こ

これはもう市としては、現状でも十分な支援というのは、支援体制というのは、スタートアップの段階ではもう構築されていると思っております。

なぜなら、うきは市でスポーツに携わっておられる方々は、あくまでラグビーだけではないからです。ラグビーをやっている方というのが市民全体の中で何%いらっしゃるのかというところですよ。

ラグビータウンプロジェクトっていうのを推進したい、それを基にまちづくりであるとか、地域活性化をしたい。この理念はすごく私自身もまだ子供が小さいこともあるので、若者がこれからこの町で育っていく、育った彼らが戻ってきてくれるフィールドをつくるという意味ではすごく共感する部分でもあるんですが、それが市民全体の方にとってどれぐらいのインパクトがあるのかということと、今申し上げたような、ほかの支援策というのは現行でやっているので、それがどこまで成熟しているかですとか、進行しているかというのが委員会の議論の中でなされたのかどうか。

この点はちょっとお尋ねしたいのと、それと国のほうでも今、地域のスポーツ環境の強化ですとか、地域活性化への予算配分というのは年々減額されているので、この辺りを国・県からの予算措置ですとか、そういったところを調査された上でこの議論がなされているのか。この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 今、御意見いただいた内容は、1点目が、今現状の支援の在り方でかなり十分ではないか。十分と言えるかどうか分からないけど、ある程度いってるんじゃないかということです。

先ほど説明しましたように、これまで例の今年の3月の議会で議決した附帯決議のところまで3点申し上げているわけですね。それとの関連が非常に意見としては強く出されておまして、具体的に、「うきはガーデンパーク構想」というのをベースにしたときに、その計画の進行状況について、十分に進捗状況を我々としても十分にいただけていないというようなことも実はあるんだろうなというふうに思っています。そういう意味ではさっき調査報告の中にも言いましたように、我々としてもその部分を委員会として踏み込んで調査しなきゃいけない課題が残っているだろうというふうに思っております。

そういう意味では、おっしゃっているように、担当者を今年から改めて配置して、そして実際に運営しているんだけど、その結果報告が十分じゃなくて、さっき言いましたように、人工芝の計画が12分の1であるといったところに、そういう意味で、うきは市は、ルリーロ自体がどういう計画を持っているのかということ、一応、審査の中で話はありました。

ただ、そこはまだ見通しが全然見えていないということもあって、委員のところからは、報告

したように、貸付けしてでもいいから一定程度、見通しを立てたほうがいいのではないかと、そこには公園だとか、グラウンドを整備した上で、何年間の計画の中で書いてあるわけですので、それを早期に具現化することによって、うきは市の全体の活性化に、引き続き取り組んでほしいという意見が背景にあるんだろうというふうに思って、今回の附帯決議をするに至る経過だというふうに理解しております。

それから、国や県からの支援金については、審査の中では出ておりません。いろいろあるのかもしれませんが、その辺については逆に課題だというふうに、逆に受け止めさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、いろいろ議論があつておりますが、ここで暫時休憩を入れたと思います。開始時間は追ってお知らせをしたいと思います。暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前11時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 大変お待たせいたしました。執行部の皆さんには大変御迷惑をおかけしました。

それでは、引き続き再開をいたします。

続けます。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

それでは、委員長、自席へお戻りください。

9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） ただいまの提案に対して、たくさんの御意見、各議員のほうからいただきました。

改めて、附帯決議案について修正を行いたいと思いますので、許可をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 今、委員長から申出がありました決議第3号の訂正について、岩淵総務産業常任委員長からの説明を求めます。9番、総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、先ほど提案させていただいた内容について、附帯決議案の訂正をさせていただきたいと思います。

皆さんから積極的な御発言をいただいたことを改めて感謝申し上げます。

内容については、全体のところは変わりませんが、具体的な中身について、1点に絞って附

帯決議とさせていただきたいと思います。

内容は、市は、「うきはガーデンパーク構想」を実現するために、支援の在り方について検討することというところで全体の総意が図れるのであれば、これで修正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、皆さんにお諮りしたいと思います。

決議第3号の訂正につきまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、決議第3号の訂正につきましては、これを許可することに決しました。

訂正案について、質疑を求めたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

お諮りいたします。決議第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、訂正案につきまして討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、決議第3号は修正案のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第64号

日程第3. 議案第65号

日程第4. 議案第66号

○議長（江藤 芳光君） それでは、進めさせていただきたいと思います。日程第2、議案第64号うきは市道路線の認定についてから、日程第4、議案第66号うきは市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。

審査の経過及び結果について、一括して、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第64号うきは市道路線の認定についてであります。

新治の市営住宅跡地を売却した土地に民間の住宅地を建設することから、導入路を「空町第4線」、延長23メートル、幅員6メートルになりますけれども、そこを委員会は現地調査を行い、確認作業を行っております。

委員からの特段の異論はなく、認定することに決しました。

次に、議案第65号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について報告いたします。

今回の組織改正は、令和7年4月1日付で組織改正を行うとし、効率的で効果的なまちづくりを展開するとして、財務、総務、政策の統括調整と市役所の高機能化の推進を図るため整備するとの説明でありました。

具体的な主な点は、企画財政課を「財政課」と「企画政策課」に分け、各種施策の立案をつかさどる部門が誕生することとしています。また、うきは市民センターの窓口業務の所管を市民生活課とすること、都市計画準備課は「都市整備課」に変更し、国保、後期高齢、年金を場所移動なしで保健課に移管するなどとするものであります。

委員からは、政策課題とは具体的に何を指すのか、少子高齢化に伴う子育て政策の課題、危機にある農業問題など、今後さらに本格的な組織づくりが必要ではないか、部・局は現在と同じ22ではあるが、管理職を22名まで予定しているのか、そのほか、都市整備課に移行するまちづくり推進係や、生涯学習課にラグビータウンプロジェクト推進係が移動することなど意見が出されております。

執行部からは、主な部分の報告になりますけれども、政策課題として、公共交通政策を進める係の設置をするが、現在、企画調整係が行っている国勢調査や統計調査などと併せ、国・県が進める様々な補助事業をうきは市にメリットのあるように推進するため、企画政策課として、市長直属の部署と考え、企画立案を担うとの説明でありました。

また、組織の見直しの課題については、農政係と国保・年金係について係長を増やす考えであるが、新たな政策課題等出れば、随時考えていくとの説明でありました。

また、管理職については、部局をまたがることに問題はないので、現状の20名で運用するとの説明でありました。

なお、「ごみ処理問題」「上水道整備」「カーボンニュートラル推進」等については、現在の各所管のままで、企画政策課が関わることはないとのことであります。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について概要を報告いたします。

改正内容は大きく2つで、1つは、令和7年1月1日適用する「組合休暇」でほかの自治体では既に実施されている制度で、職員1人当たり年間30日以内で、時間内に「無給による組合活動」が許可される制度になります。

もう一つは、令和7年4月1日適用で、「子育て部分休暇」として、部分休業として「給与が減額される」無給の制度になります。地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、部分休業期間を補完する、2時間以内で小学6年生まで持つ職員が対象となります。若い職員の子育て支援と保育や学校行事など働きやすい職場環境を推進する制度の創設になるとの説明がありました。

委員からは、部分休暇の拡大と職員の対象範囲及び人員不足が出ないのか質問がありました。また、塾通いなどでの個人の都合による休業には許可しないでほしい、また、子育て部分休暇は県内で初めてのことですが、根拠法は何かなど意見が出されております。

執行部からは、核家族化が進み、父親・母親どちらかが対応する職員からの切なる思いがありました。一、二時間の休憩や有給休暇があるが、不足が出た場合、この休暇を取ることができません。当面は子育て・介護などで許可を考えているが、各所管課長と協議して進めたい。制度の活用については、再任用の方を含めた一般職全体と考えているとの説明でありました。子育て部分休暇についての根拠法は、「地方公務員の育児に関する法律」の中で、市町村の条例で定める限りにおいて、この「育児休業」を取ることができるとされており、「条例委任」としていることから、改正するとの説明でありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決することに決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する報告の質疑を一括して受けます。

質疑のある方は議案番号を述べて、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第64号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 陳情第6号

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、陳情第6号陳情書（国政に関する意見書提出を求める）は、議会運営委員会に付託をいたしておりました。

審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。6番、佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました陳情第6号（国政に関する意見書提出を求める陳情書）については議会運営委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について簡潔に報告いたします。

当委員会では、12月12日、陳情者に出席を求め説明を受けた後、審査を行いました。陳情内容は下記の4点について、うきは市議会より政府当局への意見書を求めるものでございます。

- 1、衆議院選挙の小選挙区制を廃止し、中選挙区2名連記制とすること。
- 2、国会議員選挙に関する投票を義務化すること。
- 3、政治資金規正法改正において、企業・団体献金・パーティー券購入は全面禁止とすること。
- 4、防衛費増額を見直すこと。

委員からの意見としては、継続審査でどうか、1、2、4については、市民がどう思っているのか、それを考えたときに、市民全体の代表である我々がどうこう言えることではない。3の政治資金規正法の関連では、今年3月時点で既に他市議会では意見書を出されており、国会で現在審議をされている。その動向を見ればよい。

市民多数の意見を吸い上げた陳情であれば議会としても考えるべきだが、説明では特定の政党批判にしか聞こえなかった。そのまま意見書を提出するのは危険、不採択でよい。

うきは市議会として全体意見を一致させるのは難しい案件である。1については一部の意見なので賛同しかねる。2については民主主義の根幹という部分で問題がある。3については、国会で審議中ということで賛同はしかねる。4についてはどちらかという趣旨には賛同するが、対案を示さないと難しい話。全体として継続審査か、十分に議論できないとして不採択。

テーマとしては趣旨採択として意見書は出さないということでどうか、継続審査で結論が出るとは思えないので継続審査はあり得ない。

趣旨採択は賛同することになる。賛同できないものがある。

1から3と4は全くの別問題なのに、なぜ一緒に出されたのか疑問に思う。また、2の投票率の低下、だから投票の義務化というのはあまりにも飛躍し過ぎている。採択はしかねる。

など、市民の思いは様々であり、十分に市民の意見を反映させる陳情にはなっていないなどの理由から意見書提出には否定的な意見が多数出されました。

審査の結果、陳情第6号は賛成少数により不採択と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長に対する報告の質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより陳情第6号について討論を行います。討論はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今回の陳情書についてのことになりますけれども、全ての項目について不採択という委員会の報告ですが、私自身も委員として審査に当たりました。そういう点

では、4点目の防衛費増額を見直すことについては賛成する立場から、一部は採択すべきではないかという思いから討論いたします。

防衛費については、国の防衛計画大綱及び中期防衛計画などの具体的な予算化がされて実施されており、特に、南西諸島地域での具体化が進められている現状があります。軍事対軍事による緊張がむしろ高まっている現状があるのではないかと危惧しております。

国政に関する意見書で、しかも国の防衛をどのように考えるか意見が分かれる内容であることから、うきは市民の代表である議会として、全体で議論した上で採否を決めてもよかったのではないかと考えております。そういう意味では、全ての項目の不採択という結論に反対する立場から討論させていただきました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を許します。どなたかいらっしゃいますか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 不採択の賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど議運の委員長報告もありましたように、今回の陳情書の冒頭に書かれてあった部分につきましては、投票率の低下、それに伴うような内容であり、説明についてもそういった内容がほとんどでありました。

先ほど言いましたように、1から4項目あったわけですけど、1から3項目についてはその関連があるけど、4項目については全く今回の陳情の趣旨とも違う、防衛費の関係でありました。そういった中で、そこだけ採択するというのは、非常に何か今回の陳情の趣旨と違うんではないかというふうな意見もありまして不採択というふうな話になりました。

そういった経過を踏まえて、このいろんな部分で項目、全く陳情の趣旨と違う内容をいっぱい、例えば、10項目ぐらい書かれたときに、1つだけ取り上げたり、2つだけ取り上げるというのは、やっぱりそれをやっていったら、今後陳情というのがいろんな形で、もうあれもこれもと出てくるのではないかということで、やっぱりきちんとした趣旨があって、その趣旨に伴って私たちは判断すべきではないかというふうなことで、今回についてはその1項目だけを取り上げるべきではないということで不採択ということになりましたので、私は不採択のほうに賛成をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで、討論を終わります。

本案は、起立により採決します。本案を不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（江藤 芳光君） お座りください。起立多数でございます。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで、福祉事務所長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

先週木曜日の12日の一般会計補正予算の議案質疑の中で、岩淵議員より、こども支援係関連の御質問を3点いただきました。その場での回答ができませんでしたので、この場をお借りしまして御報告させていただきます。

厚生文教常任委員長より先ほど報告がございまして、重複する内容になっておりますがよろしくお願ひいたします。

まず、1点目、うきは市補正予算書の44ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費、12節の子育て見守りおむつの定期便事業委託料の減額補正の中で配達件数についての御質問をいただきました。

これまでの実績につきましては、4月から9月に出生した乳児が73名です。そのうち申請件数が66件です。10月からの事業開始となりましたので、配達件数は10月が55件、11月が63件です。申請件数より配達件数が少ない理由は転出によるものです。

2点目は、45ページの3款2項5目民間保育所費、18節の保育所等給食費補助金の増額補正の中で対象となる保育所についての御質問をいただきました。

対象は民間保育所の3園です。内訳は、わかば幸輪保育園、うきは幸輪保育園、遊林愛児園となっております。

3点目は46ページの3款2項10目地域子育て支援費、18節の地域子育て支援拠点事業費補助金の増額補正の中で、増額の根拠について御質問をいただきました。

この事業は、うきは市保育事業補助金交付要綱の上位法である子ども・子育て支援交付金交付要綱の地域子育て支援拠点事業の運営費の基準改正に伴い、増額補正を行うものです。令和6年度の基準改正では、基本事業の一般型の6日から7日型の単価が細分化され、7日型が新設されました。基準額は1,077万2,000円となっております。該当する施設が7日型に該当するため、152万1,000円の増額を行うものでございます。

報告は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長、これは、補正予算の採決の前の段階でやってもらわないと、今これを報告するのはちょっといかなものですかね。その辺はしかるべき対応をしてくださらないと。

総務課長なり何か言葉はありませんか。

ということでございます。

日程第6. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第6、追加議案の上程を行います。

議案第70号から議案第80号まで11件、発議第3号、1件を上程します。

日程第7. 市長の提案理由の説明

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第7、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、追加提案いたします議案は、条例案件6件、予算案件5件でございます。

まず、議案第70号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第7号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,261万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億4,735万3,000円とするものでございます。歳入は、繰入金では基金繰入金1億2,261万9,000円の増額補正を計上いたしております。歳出の主なものは、総務費では総務管理費2,278万5,000円、民生費では児童福祉費2,197万7,000円、教育費では小学校費1,356万8,000円、社会教育費1,135万5,000円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、議案第71号は、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,343万4,000円とするものでございます。歳入は、繰入金では、他会計繰入金157万4,000円の増額補正を計上をいたしております。歳出では、総務費、総務管理費157万4,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費54万2,000円の増額補正と予備費54万2,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第72号は、令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,258万3,000円とするものでございます。歳入は、繰入金では他会計繰入金77万3,000円の増額補正を計上いたしております。歳出では、総務費、総務管理費で77万3,000円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、議案第73号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,275万1,000円とするものでございます。歳入は、繰入金で基金繰入金283万6,000円の増額補正を計上いたしております。歳出では、学校費、学校管理費283万6,000円の増額補正を計上いたしております。

次に、議案第74号は、令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的支出のうち、下水道事業費では営業費用に243万円を追加し、11億4,924万7,000円とするものでございます。並びに、資本的支出のうち、下水道事業資本的支出では建設改良費に69万2,000円を追加し、13億6,886万4,000円とするものでございます。

議案第75号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえた給与改定を行うため、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第76号は、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

あわせて、議案第77号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、これらいずれの議案も令和6年度の人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明をいたします。

議会最終日の追加提案で大変御迷惑をおかけいたしますが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第8. 議案第75号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第8、議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。よろしくお願ひいたします。

お配りしております議案書の1ページをお願ひをいたします。議案書1ページでございます。

議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案書では2ページから18ページにかけて記載をさせていただいております。

内容につきましては、12月16日の議会全員協議会で概要等の御説明をさせていただきました内容と重なりますが、よろしくお願ひをいたします。

令和6年8月に人事院が行いました本年の国家公務員給与改定勧告は、国家公務員の期末勤勉手当については、民間の支給状況を反映して支給月数を、一般職員について0.1月分、再任用職員について0.05月分引き上げることとし、本年度は12月期の期末勤勉手当を引き上げまして、令和7年度以降は、6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ一般職員について0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げることとされたところでございます。

また、月例給につきましては、民間給与との格差が2.76%であり、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、高卒初任給を2万1,400円、大卒初任給を2万3,800円引き上げ、これを踏まえた給与表の改定となっております。本市におきましても、人事院勧告の趣旨、福岡県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、人事院勧告のとおり期末手当の支給率引上げと給与表の改定を行うことといたしております。

また、令和6年度人事院勧告において、新卒初任給の引上げと併せて、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与の改善のため、給与表の最低水準の引上げを令和7年度から行うことといたしております。

その他、人事院勧告に基づき地域手当の支給地域の単位の広域化に伴う地域手当の創設、扶養手当の見直し、管理職特別勤務手当の支給対象時間の拡大、再任用職員への手当の拡大として、住居手当の支給を行うといった改定を行うことといたしております。

議案書の2ページでございます。

2ページからは、第1条、令和6年度にかかります改定を掲載いたしております。大きく2点ございます。先ほど申し上げました1点目が給与表の改定となるものでございます。2点目が期末勤勉手当の引上げの改定でございます。

続きまして、議案書7ページをお願ひいたします。議案書7ページの中段からになります。

第2条は、令和7年度以降分に係る改定内容となります。大きく6点ございます。

1点目でございますが、先ほど申し上げました、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与改善のため、給与の最低水準の引上げのための給与表の改定でございます。

2点目が、令和6年度の期末勤勉手当の引上げを平準化し、6月と12月に振り分けるもの
でございます。

3点目が、地域手当の創設でございます。

4点目が、配偶者に係る手当を段階的に廃止、また、子に係る手当を段階的に1万3、
000円に引き上げるといった扶養手当の見直しでございます。

5点目が、管理職特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯の拡大でございます。

6点目が、再任用職員への手当の拡大として、住居手当の支給を行うものでございます。

それではここから、新旧対照表を使って御説明をさせていただきたいと思
います。

まず新旧対照表の1ページをお願いいたします。

新旧対照表1ページ、第20条第2項及び第3項におきまして期末手当を、また第21条第
2項におきまして勤勉手当について、人事院勧告と同率の引上げの改定等を提案させてい
たいただいでいるものでございます。

続きまして、1ページ下段から10ページにかけては、別表1、人事院勧告等を踏まえた
改定後の給料表を掲載いたしております。

以上が、議案書の2ページから7ページにかけての改正条例案第1条に係る内容でござ
います。

続きまして、新旧対照表11ページをお開きください。

11ページからにつきまして、第3条に、地域手当の文言を追加いたしております。また、第
9条扶養手当から配偶者の項目を削除し、第3項において、子に係る手当を1万円から1万3、
000円に引上げをいたしております。第4項は、文言等所要の改定としております。

11ページから12ページにかけて、第10条を改正いたしております。これは第9条の
内容を反映するものとなっております。

12ページでございます。第10条の2は、地域手当の創設を行うものでござ
います。第12条については、文言の修正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。13ページ、18条の2は、管理職特別勤務の
対象となる時間について、午前零時からを午後10時からとし、支給対象時間帯の
拡大を行うものでござ
います。

第19条は、勤務1時間当たりの給与額の算出に係ります地域手当を踏まえた
算出方法に変更するものとなります。

14ページをお願いいたします。第20条第2項及び第3項におきまして
期末手当、及び第21条第2項におきまして勤勉手当について、令和7年度の
支給率について、引上げを6月期と12月期に平準化する内容でござ
います。

第20条第4項及び、15ページになります。第21条第3項は、地域手当を
踏まえた算出方

法の変更とするものでございます。

15ページになります。第25条第2項から第4項までは、休職者の給与について、地域手当の創設を踏まえ所要の改正を行うものとなります。

第25条の2は、再任用職員に対して住居手当の支給を可能とする改正を行うものとなります。

また、附則（令和4年12月14日）うきは市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置第4条については、暫定再任用職員に対して住居手当の支給を可能とする改正を行うものとなっております。

16ページから24ページにかけましては、若手・中堅職員の早期昇格時や民間採用等に伴います給与表の改定を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書13ページから14ページにかけてでございます。

議案書の13ページ、第1条及び14ページの第2条は、今回の改定に係る施行期日等について定めるものでございます。

14ページ、第3条は、令和7年4月1日に切り替わる給与表に関する措置を定めるものでございます。

附則別表は、14ページから18ページに記載をさせていただいております。今回、大変申し訳ございません。追加をさせていただいたものになります。

第4条は、第3条において切り替わる給与表に係る調整に関する措置を定めるものでございます。

第5条は、扶養手当に係る経過措置を定めるものでございます。

第6条は、規則への委任を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点のみ確認させてください。

ベアが上がることは大変望ましいことだと思いますし、職員のモチベーションも上がると思います。7ページの地域手当の件が書かれておりますが、うきは市の地域手当の現状はどうか、それから将来的にどういう方向性なのかをお尋ねします。

2点目、追加議案書の14ページ、一番上の第2条給与の内払とみなすということについてのもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 2点御質問をいただいております。

まず、1点目の地域手当の関係でございます。人事院勧告では、地域として、福岡県は4%の

地域になっております。総務省等の通知によりまして、令和7年度につきましては経過措置として2%というふうな通知が来ておりますので、うきは市におきましても2%で令和7年度は要求をさせていただこうと考えております。また、令和8年度以降につきましては、近隣市、あるいは総務省等の通知を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、2点目の14ページの第2条にあります給与の内払とはということで、ちょっとうまく説明できるか分かりませんが、12月あたりに一時金等をいただくものの中に、この改定分が含まれていないこととなりますので、そういったものは差額として支給をさせていただくということではないですか。

ちょっとすみません。一旦確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長、どうぞ。

○市長公室長（吉松 浩君） 市長公室長、吉松でございます。

なかなかちょっと言葉で伝えるというのは難しいところがございます、御理解いただけるとありがたいんですが。

全体、つまり給与改定がされた後の金額、増額された金額も含めたところでの給与のうちの12月でいただく分は、その中の内払ですよというような意味合いということなんですが、お分かりいただけますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点目はよく分かりませんでしたので、またあれですが。

1点目の地域手当は、福岡県全体が4%という理解なんですか。それとも、県も福岡市みたいな政令都市、あるいは中核都市等々もありますし、それは多分違うんじゃないかなと思って。うきは市は、県が4%で現行2%だからということだったんですが。地域手当は県内では全市町村一緒という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） すみません。説明が不足しておりました。

福岡県が4%で福岡市のみが8%というふうな地域に区分をされておりますので、福岡県では2つあるということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長、どうぞ。

○市長公室長（吉松 浩君） 若干補足させていただきます。

現状では、地域手当の考え方が市町村別に規定されております。現状は、うきは市についてはそういう該当になってないということなんですが、今後の人事院勧告の提言の中で、福岡県全体を1つとして、1つの地域として地域手当を考えなさいということになっておりますので、そういった意味合いが含まれているというところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 地域手当のことでお伺いしたいと思います。

1点でございますけれども、地域手当の趣旨ですね。どういう意味合いで支給されるものかということ、1点はですね。2点目は、福岡市は100分の80という支給率でございますけれども、うきは市の場合は100分の20という形での指定だということですけど、これは福岡県のほうからの指導の下でそういう支給ということで考えたらよろしいんでしょうかね。2点お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○総務課長（石井 太君） 定められております地域については、物価水準等を見たところでの算定となっておりますというふうに理解をしております。また、令和7年度の2%の考え方については、総務省からの通知によるところで調整をさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしでよろしゅうございますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、可決することに決しました。

それではこういう時間になりましたので暫時休憩とします。再開を1時でよろしゅうございますか。昼休み、暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどから再開します。休憩に入ります。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

議事に入ります前に、総務課長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。

先ほど竹永議員のほうから内払についての御質問をいただいております、明確な回答ができませんでしたので、改めて御回答させていただきたいと思っております。

給与の内払についての御質問でございますけれども、公務員の給与の増額改定が遡って実施されることがございます。改正前の給与表に基づいて、本年度で言いますと、令和6年4月から既に支払った給与を職員から本来、返還してもらって、改めて改定後で算定し直し支払う代わりに、既に支払っているものを改定後の内払とみなす規定でございます。

大変説明が不足しておりました。なお、増額になった分だけを後日差額として支給する形を取らせていただいているところでございます。

それから、もう一つ訂正がございます。地域手当の地域の関係でございますけれども、福岡県全体が4%の地域でございます。8%の地域を私、先ほど福岡市のみとお伝えをいたしましたけれども、正しくは福岡市、春日市、福津市、以上の3市が現在8%の地域として指定をされておるところでございます。大変申し訳ございませんでした。

日程第9 議案第76号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第9、議案第76号うきは市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書は19ページをお願いいたします。議案書19ページでございます。

議案第76号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、20ページに記載をさせていただいております。

本件につきましても、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県、近隣市の給与改定等の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

総務省通知におきまして、特別職の期末手当についても国の指定職員の期末手当に準じて所要の措置を講じることが適当であると示されておるところでございます。人事院勧告におきまして、

指定職職員についても期末手当を0.05月引き上げる勧告が出されておりますので、人事院勧告の趣旨、福岡県、近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、期末手当支給率を0.05月引き上げまして、年3.4月から3.45月に改定をするものでございます。

20ページ、第1条では、令和6年度において、12月期に支給する期末手当の支給率を1.7月から1.75月に改めるものでございます。

第2条は、令和7年度以降において0.05月の引上げを平準化するため、第1条で改正いたしました1.75月を1.725月に改めるものでございます。

附則に関しまして、この条例は施行期日は改めることとさせていただきます。

新旧対照表25ページ、26ページをお願いいたします。

25ページでは、令和6年12月期の期末手当の支給率の内容を記載させていただいております。

26ページでは、令和7年度の以降の内容について記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第77号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第10、議案第77号うきは市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 21ページをお願いいたします。議案書21ページになります。

議案第77号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

記載は22ページにかけて記載させていただいております。この案件につきましても、先ほど
の議案第76号と同様に、令和6年の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改
定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、年3.4月
から年3.45月に引き上げを行う改正を行うものでございます。

新旧対照表は、27ページ、28ページをお願いいたします。

新旧対照表の27ページでは、令和6年12月期の期末手当の支給率の内容を記載させていた
だいております。

28ページでは、令和7年度以降の内容について記載をさせていただいているところでござい
ます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し
ました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第77号は可決することに決

しました。

日程第11. 議案第78号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第78号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 議案書23ページをお願いいたします。

23ページ、議案第78号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

議案書の24ページをお願いいたします。

給与等に関する条例案について、24ページから38ページにかけて記載いたしております。

この案件につきましても、先ほどの議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、本年の人事院勧告等を踏まえた改正と地域手当の創設を行うための条例改正を行うものでございます。

以降は新旧対照表にて御説明させていただきたいと思っております。

新旧対照表は、29ページから37ページになります。

議案書の24ページの第1条の内容を反映したものになります。

同じく新旧対照表の38ページ、議案書で言いますと29ページ第2条の内容を反映したのになります。

飛び飛びで申し訳ありません。議案書の29ページをお願いいたします。第2条で手当の種類に地域手当を追加いたしております。

また、新旧対照表の38ページにつきましても、第7条の2に地域手当の支給に関する規定を定めております。

新旧対照表38ページになります。38ページ中段以降から47ページにかけまして、別表第1、令和7年4月1日以降から適用となる給与表を規定させていただいております。

議案書に戻っていただきまして、議案書の34ページをお願いいたします。議案書の34ページになります。

附則第1条及び第2条は、今回の改定に係る施行期日等について定めておるものでございます。

第3条は、令和7年4月1日に切り替わる給与表に関する措置を定めるものでございます。

附則別表は34ページから38ページになります。

第4条は、第3条において切り替わる給与表に係る調整に関する措置を定めるものでございま

す。

第5条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例による規定と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第78号は可決することに決しました。

日程第12、議案第79号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第79号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 議案書39ページをお願いいたします。

議案書39ページ、議案第79号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

内容につきましては、議案書の40ページから42ページにかけて記載させていただいております。

改正内容について、大きく3点ございます。

1点目が、期末勤勉手当の改定となるものです。うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、会計年度任用職員の期末手当について、常勤職員であるうきは市職員の給与に関する条例の期末手当の支給率を読み替えるものとしております。

第16条及び第26条において、会計年度任用職員の期末手当を規定する条文となっておりますが、支給率について、現行の支給率より期末手当を合わせまして0.05月分増額を行うものとなります。

2点目が、給与改定に係る遡及対応に係るものでございます。

3点目が、人事院勧告に伴う地域手当の支給地域の単位の広域化に伴う地域手当の創設についてになります。

42ページの附則に関しまして、第1条及び第2条において、今回の改正に係る施行日等について定めるものでございます。

ここからは、新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表は48ページをお願いいたします。新旧対照表の48ページでございます。

先ほどの議案書の第1条分について、48ページから49ページになります。

第16条及び第16条の2、第26条及び第26条の2、第26条の2は49ページになります。会計年度任用職員の期末勤勉手当を規定しておりますが、支給率について、現行の支給率より0.05月分の増額を行うものでございます。

49ページの附則第2は、給与改定に係る取扱いについて、遡及適用を行うための所要の改定を行うものでございます。

新旧対照表の50ページをお願いいたします。

50ページ、第3条に地域手当の文言を追加いたしております。

第8条には、フルタイム会計年度任用職員に係る地域手当の創設を行うものでございます。

第9条以降は、第8条に地域手当の項目を追加したことに伴います条の変更となります。

新旧対照表の51ページをお願いいたします。

17条及び17条の2は、フルタイム会計年度任用職員の期末勤勉手当を規定する条文となっておりますが、支給率について、令和7年度以降におきまして0.05月分の引上げを平準化するものでございます。

新旧対照表51ページから52ページにかけまして、第18条は、勤務1時間当たりの給与額の算出に当たり、地域手当の創設を踏まえた算出方法に変更するものとなります。

52ページをお願いいたします。新旧対照表52ページ、第20条は、パートタイム会計年度任用職員に係る地域手当相当額の報酬の加算に関する改正を行うものでございます。

新旧対照表53ページをお願いいたします。53ページは、地域手当の項目を追加したことに

伴いまして、条の変更を行っております。

54ページをお願いいたします。54ページ、第27条及び第27条の2は、会計年度任用職員の期末勤勉手当を規定する条文となっておりますが、支給率について、令和7年度以降におきまして、0.05月分の引上げを平準化するものと地域手当の創設に伴う所要の改定を行っております。

新旧対照表55ページ以降につきましては、地域手当の項目を追加したことに伴います条の変更となっております。

最後に、議案書に戻っていただきまして、42ページの附則でございます。

第1条及び第2条において、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号については、委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第79号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第80号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、議案第80号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 議案書43ページをお願いいたします。43ページでございます。

議案第80号うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月20日。うきは市長権藤英樹。

議案書44ページをお開きください。

この案件につきましても、先ほどの議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、本年の人事院勧告等を踏まえ、地域手当の支給地域の単位の広域化に伴う地域手当の創設、再任用職員への手当の拡大として、住居手当の支給のための改正を行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表57ページをお願いいたします。

57ページ、第3条の2及び下から5段目の附則（令和4年12月14日条例第30号）にある経過措置については、先ほど述べさせていただきました再任用職員への住居手当の支給を行うための改正を行うものとなります。

第4条及び第7条の2につきましては、地域手当の創設に伴う改正と文言の修正を行っております。

議案書に戻っていただきまして、44ページをお願いいたします。

附則、今回の改定に係る施行期日について、改めて定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第80号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は可決することに決

しました。

日程第14. 議案第70号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第70号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

予備費について、給与等並び歳入については、一括して総務課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

追加の補正予算書をお願いいたします。追加補正予算書の1ページでございます。

議案第70号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。令和6年度うきは市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,261万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億4,735万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月20日提出。うきは市長権藤英樹。

補正予算書の36ページをお願いいたします。補正予算書36ページの給与費明細でございます。

1、特別職の給与明細につきまして、先ほど御議決をいただきました議案第76号及び議案第77号に関するものになります。下段の比較の欄について、長等、議員、教育長について、期末手当及び共済費の増額を行っております。全体で41万5,000円の増額でございます。

37ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員の人件費についてでございます。先ほど御議決いただきました議案第75号及び80号に関するものになります。給与費では、給料2,763万7,000円。職員手当、期末勤勉手当になります。1,833万円の増額と退職手当組合負担金387万円、共済費967万7,000円の増額、合計で5,951万4,000円の増額となっております。給与費等の増額の主な要因は、人事院勧告等に伴います月例給及び期末勤勉手当の増額によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費についてでございます。先ほど御議決いただきました議案第79号に関する部分になります。給与費では、報酬4,793万4,000円。職員手当、期末勤勉手当になります。1,102万9,000円の増額と共済費138万円、合計で6,034万3,000円の増額となっております。給与費等の増額の主な要因につきましては、人事院勧告等に伴います月例給及び期末勤勉手当の増額によるものでございます。

引き続き、補正予算書の12ページをお願いいたします。

12ページ歳出でございます。

1款1項議会費から、35ページの10款4項社会教育費まで、1節報酬から4節共済費まで、人事院勧告等に伴います月例給及び期末勤勉手当の増額を計上させていただいております。

なお、19ページをお願いいたします。

19ページの3款1項10目及び11目に、国民健康保険事業特別会計繰出金として157万4,000円の増額と、11目後期高齢者医療事業特別会計繰出金77万3,000円の増額補正を計上いたしております。

最後に11ページをお願いいたします。

11ページ歳入でございます。

財源といたしまして、19款1項1目財政調整基金繰入金1億2,261万9,000円の増額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 御説明いただきましたように、歳入のところで財政調整基金の繰入金ということで、これが全体の原資になるということで理解しているんですけども、改めてこれに対しての一定の国からの支援というか、一部には総務省からの通知も出ているというふうにも情報が入っておりますけれども、その辺の手だてはないのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。

今回の職員給改定に伴います財源の御質問でございます。

今回、人事院勧告によりまして職員給与のほうが増額になっております。この職員の給与につきましては、普通交付税の算定の中に組み込まれております。基準財政需要額の中に職員給与等の分が含まれております。今回、この職員給与の増額に伴いまして、この普通交付税の再算定が行われるようになっております。

今回の追加補正の中では間に合いませんでしたけれども、今月の中旬ぐらいに、その再算定の結果を出しましたところ、約1億6,000万円程度の普通交付税の追加交付がなされるようになっております。

これにつきましては、次回の3月議会の補正予算の中で、こちらの歳入予算を計上させていただきまして、現在、基金のほうから繰り入れておりますけれども、その辺りの財源の振り替えを

させていただこうかと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 先ほどの新旧対照表のときに確認すればよかったです、57ページ、うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表の中の第4条で、新たに地域手当と通勤手当というふうに書いてありますが、これはこちらの今の予算書で言えば、どこのページに上がるものと考えたらいいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（石井 太君） 新旧対照表の57ページの第4条にあります、いわゆる住居手当、通勤手当等については、補正予算書の3節のほうに記載されておるものになります。また、地域手当につきましては、改めて令和7年度の予算の中で計上させていただき予定といたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第71号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第15、議案第71号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

議案第71号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,343万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月20日提出。うきは市長権藤英樹。続いて、45ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金157万4,000円。

続いて、48ページをお願いいたします。歳出でございます。

9款1項1目予備費54万2,000円の減額でございます。こちらは保健事業の人件費につきましては一般会計繰入金の対象外になりますので、予備費から調整するものになります。なお保健事業につきましては、特別交付金の対象になりますので、翌年度実績に基づき精算されることとなります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 補正予算書49ページをお願いいたします。

一般職、会計年度任用職員以外の職員の人件費について、給与費では給料79万9,000円。職員手当、期末勤勉手当になります。41万6,000円の増額と退職手当組合負担金11万2,000円、共済費24万7,000円の増額、合計で157万4,000円の増額となっております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費について、給与費につきまして、報酬41万8,000円、職員手当、期末勤勉手当10万6,000円、共済費1万8,000円、合計で54万2,000円の増額となっております。

49ページ及び50ページの給与等の増額の主な要因は、一般会計同様に人事院勧告等に伴います月例給及び期末勤勉手当の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第72号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第72号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 稜君） 補正予算書51ページをお願いいたします。

議案第72号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,258万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月20日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、57ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金77万3,000円の増額になります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 補正予算書59ページをお願いいたします。

59ページ、会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正について、給与費では、給料27万8,000円、職員手当、期末勤勉手当12万7,000円の増額と退職手当組合負担金3万9,000円、共済費8万1,000円の増額、合計で52万5,000円の増額となっております。60ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費についての補正でございます。給与費につきまして、報酬19万2,000円、職員手当、期末勤勉手当4万8,000円、共済費8,000円、合計で24万8,000円の増額となっております。

59ページ、60ページともに、一般会計同様に人事院勧告等に伴います月例給及び期末勤勉手当の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第72号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第73号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第73号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の61ページをお開きください。

議案第73号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万6,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,275万1,000円とする。

2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月20日提出。うきは市長権藤英樹。

続きまして、67ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目財政調整基金繰入金に283万6,000円の増額補正を計上いたしております。これは人件費補正に伴う繰入れでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 補正予算書69ページをお願いいたします。

69ページ、一般職、会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正について、先ほど御議決いただきました議案第78号に関係するものになります。給与費では、給料140万3,000円、職員手当、期末勤勉手当95万2,000円の増額と共済費48万1,000円の増額、合計で283万6,000円の増額となっております。給与費等の増額の主な要因につきましては、月例給及び期末勤勉手当の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第73号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第74号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第18、議案第74号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書71ページをお開きください。

まず説明に入ります前に、訂正とおわびを申し上げます。

71ページ、第3条の1行目の文末に、「当年度分損益勘定」という文言がございますが、正しくは「当年度分損益勘定留保資金」でございますので訂正させていただきます。今後このようなことがないように気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。

それでは説明に入ります。

議案第74号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第2款下水道事業費用243万円の増、計12億9,855万4,000円。第1項営業費用243万円の増、計11億4,924万7,000円。

第3条、補正予算（第2号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億3,724万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億3,724万7,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第4款下水道事業資本的支出69万2,000円の増、計19億8,965万8,000円。第1項建設改良費69万2,000円の増、計13億6,886万4,000円。令和6年12月20日提出。うきは市長権藤英樹。

次のページをお開きください。

補正予算実施計画です。今回、人事院勧告に伴う人件費の増額となっています。収益的収入及

び支出。支出。2款1項5目総係費243万円の増、資本的収入及び支出。支出。4款1項1目管路建設改良費69万2,000円の増。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 続けて、73ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員の人件費の補正について、中段以降の比較の欄について、損益勘定支弁職員及び資本勘定支弁職員合計で、給与費では、給料154万2,000円、手当、期末勤勉手当になります、55万4,000円の増額と法定福利費30万3,000円の増額、合計で239万9,000円の増額となっております。

74ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費の補正について、中段以降の欄について、同じく、損益勘定支弁職員、資本勘定支弁職員の合計で、給与費につきましては、報酬43万9,000円、手当、期末勤勉手当10万1,000円、法定福利費5万円、合計で59万円の増額となっております。

73ページ、74ページともに、一般会計同様に人事院勧告等に伴います増額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第74号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第74号は可決することに決しました。

日程第19. 発議第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、発議第3号市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第3号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員佐藤裕宣、同野鶴修、同組坂公明、同高松幸茂、同高木亜希子。

記。議案第69号の工事請負契約金額について、設定変更に伴い必要がある場合の契約金額の5%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました議員提出の発議第3号市長の専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会の初日に可決された議案第69号の工事請負契約の締結に関するものであります。

これは、道の駅うきは総合交流ターミナル整備工事、建設工事に係るもので、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長からの専決処分の指定依頼が提出されたものであります。

理由としては、工事を施工中に工事内容の変更、それに伴う契約金額の変更が生じた場合、工事が進行中であることから、早急に議会が開けないなどのため、あらかじめ専決処分の指定を要望されたものであります。

以上、申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の5%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと思っておりますので、議員皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第20. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第20、諸報告を行います。

議員のみ配付をしております。市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっております。御覧いただきますようお願いいたします。

日程第21. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査をすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、

その他の整理については議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第4回うきは市議会定例会閉会に当たりまして、お礼と御挨拶を申し上げます。

12月6日から本日まで開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

あわせまして、定例会最終日である本日に追加提案を行うに当たりましては、議員の皆様には大変御面倒をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしてまいります。今後の市政運営に心して努めてまいりたいと思っております。

とりわけ、まずもって先ほど発議第3号をお認めいただきました、専決についての指定をいただきました道の駅の工事につきましても、滞りなく事業が進みますよう心して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、本日の会議中に一般会計補正予算（第6号）に対しましては附帯決議をいただいたところでございます。内容は、「うきはガーデンパーク構想」、これの実現に当たりまして、支援の在り方を検討するようという附帯決議をいただいたところでございます。

議論経過の中で、佐藤裕宣議員また中野義信議員からも種々、御心配のお声をいただいたところでございますし、高木亜希子議員のほうからは、市の取組についても様々お話をいただいたところでございます。

一般質問の中でもお答えをしたとおり、このガーデンパーク構想の第1次の工事であります芝生の新設の工事、こちらにつきましては、一般質問中にも申し上げましたとおり、ルリー口福岡さんが主体となって行う事業でありまして、3月の市議会の中で議決をいただきました。また、専決処分もいただきました際に、複数の議員の皆様から御意見をいただいております。

また、今日、佐藤裕宣議員からも御意見をいただきましたように、この事業を果たして完遂できるだけの力がルリー口福岡にあるのかということもしっかりと見定める上では、この第1次の芝生の敷設に関しては、ルリー口福岡さんの事業としてしっかりとルリー口福岡さんが先行して行っていただく。それを我々としても現状、支援できることはしっかりと支援をしていきますが、まずもって、ルリー口福岡さんが3月議会の議決を十二分に理解、また尊重され、そして市の支援、そういったものに対してもしっかりとお考えをいただいた中で、ルリー口福岡さんとしての事業、これをしっかりと進めていただくことが非常に肝要なことだというふうに思っております。

ます。

本日いただいた附帯決議も、市としても十二分に重く受け止めるところでございますが、ルリーロ福岡さんにおかれましても、今回、議会としてこのような附帯決議を付けるに当たった経緯等についてもしっかりと理解をされた上で、今後の事業運営に当たっていただくことを私からも後日しっかりとルリーロ福岡さんにはお伝えをさせていただきたいというふうに考えてございます。

さて、年明けの1月12日には、消防出初め式と二十歳の集いを開催する予定でございます。議員の皆様におかれましては年始のお忙しい中とは思いますが、成人の晴れの門出の舞台でもございますので、ぜひ御出席をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げますところでございます。

結びになりますが、これから年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。また、今インフルエンザも大変流行をいたしておるところでございます。議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意をされ、よき新年を迎えていただきますとともに、今後とも、うきは市の発展のために、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 報告をいたします。

3月定例会の開会日は、2月28日金曜日を予定しておりますので報告をしておきます。

これもちまして、令和6年第4回うきは市議会定例会を閉会いたします。

大変、お疲れさまでございました。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 伊 藤 善 康

署名議員 熊 懷 和 明